

## 畑作物の直接支払交付金の対象作物とその品質区分別生産量の対象範囲

対象作物	品質区分別生産量の対象範囲	確認書類
麦 (小麦・二条大麦・六条大麦・はだか麦)	<p>交付年度に生産する麦であって、農協等と実需者との販売契約に基づく農協等との出荷契約又は実需者との販売契約に基づき出荷・販売した数量のうち、麦品位等検査で2等以上の等級に格付けされたものが対象です。</p> <p>ただし、種子用麦、ビール用麦は対象外です。</p> <p>なお、品位等検査とは、農産物の種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査をいいます（以下同じ。）。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出荷・販売契約数量を確認できる書類（出荷・販売契約書、販売伝票の写しなど）</li> <li>・ 麦品位等検査の結果を確認できる書類（農産物検査結果通知書の写しなど）</li> <li>・ 品質評価（A～Dランク）結果を確認できる書類（「経営所得安定対策における麦の品質評価の方法について」（平成19年5月15日付け19総食第133号）の第6により農林水産省政策統括官が登録した法人（品質評価主体））から通知された品質評価結果通知書の写しなど）</li> </ul> <p>（注）品質評価（A～Dランク）の基準については、別紙5「麦の品質区分と品質評価基準」に定めています。</p> <p>なお、品質評価結果が確認できない場合は、すべてDランクとなります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通常の用途と異なる利用実態があり、実際の用途に合わせて品質評価を受けた場合は、当該用途に最も多く出荷・販売したことが確認できる書類（実需者の当年産の用途別使用見込数量を証明したもの）</li> </ul>
大豆	<p>交付年度に生産する大豆であって、農協等との出荷契約又は実需者等との販売契約に基づき出荷・販売した数量のうち、大豆品位等検査で3等以上の等級又は特定加工用大豆の合格に格付けされたものが対象です。</p> <p>ただし、種子用大豆、黒大豆は対象外です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出荷・販売契約数量を確認できる書類（出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写しなど）</li> <li>・ 大豆品位等検査の結果を確認できる書類（農産物検査結果通知書の写しなど）</li> </ul>
てん菜	<p>交付年度に生産するてん菜であって、国内産糖交付金の交付対象となり、又は交付対象となることが確実と見込まれる国内産糖の製造の用に供されたものが対象です。</p> <p>ただし、北海道内で生産されたものであって、糖度7.0度以上のものに限ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国内産糖製造事業者に販売する農業者別の平均糖度及び数量を確認できる書類</li> </ul>

でん粉原料用ばれいしょ	交付年度に生産するでん粉原料用ばれいしょであって、国内産いもでん粉交付金の交付対象となり、又は交付対象となることが確実と見込まれる国内産いもでん粉の製造の用に供されたものが対象です。 ただし、北海道内で生産されたものに限ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ でん粉工場でん粉の製造の委託を行い、又は売り渡した品質区分別の出荷数量を確認できる書類</li> </ul>
そば	交付年度に生産するそばであって、農協等と実需者等との販売契約に基づく農協等との出荷契約又は実需者等との販売契約に基づき出荷・販売した数量のうち、そば品位等検査で2等以上の等級に格付けされたものが対象です。 ただし、種子用そばは対象外です。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出荷・販売契約数量を確認できる書類（出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写しなど）</li> <li>・ そば品位等検査の結果を確認できる書類（農産物検査結果通知書の写しなど）</li> </ul>
なたね	交付年度に生産する食用植物油脂用のなたねであって、農協等との出荷契約又は実需者との販売契約に基づき出荷・販売した数量が対象です。 ただし、その他の用途、種子用なたねは対象外です。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 製油業者等との出荷・販売契約数量を確認できる書類（出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写しなどで、品種名が分かるもの）</li> </ul>

(注1) なたねについて、品位等検査の結果等生産数量を客観的に確認できる書類がなく、出荷・販売契約書の写しのみで、数量払交付申請書を提出しようとする場合は、数量払交付申請書を提出する前に、地方農政局等による立会いの下、生産数量の確認を受けてください。(地方農政局等は、地域再生協議会等関係機関との連携の下、生産数量の確認の立会いを行うものとします。)

(注2) 農業者と当該農業者の対象作物の出荷・販売先である実需者等が実質的に同一の者と見なされる場合(名称、代表者の氏名、事務所の所在地、構成員が同一である等)は、販売伝票等の写し及び品位等検査の結果等生産量を客観的に確認できる書類に加え、実需者等が対象作物を販売することを確認できる書類(原料農産物の使用実績(見込みを含みます。)、商品の加工販売実績(見込みを含みます。)、商品の販売形態、商品の主な販売先等を記載した書類(「畑作物の直接支払交付金に係る自家加工販売(直売所等での販売)計画書兼出荷・販売等実績報告書」(様式第10-4号)に準ずる書類)を地方農政局等に提出してください。

(注3) 原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第20条第2項の規定に基づく出荷制限が行われることとなった区域で生産され、出荷・販売することができなくなった対象作物については、播種前契約書及び品位等検査の結果を確認できる書類(そば及びなたねについては、地方農政局等による数量確認書類を含む。)の提出により品質区分別生産量が確認できる場合は、確認された数量に対して数量払の交付を行います。

なお、自家加工販売や直売所等で販売する予定であった対象作物については、播種前契約書に代えて、自家加工計画を提出するものとします。